

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人園田学園
②設置大学名称	園田学園大学
③担当部署	企画運営課
④問合せ先	e-mail : er-plan@sonoda-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年5月13日
⑥点検結果の公表日	2026年5月13日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.sonoda-u.ac.jp/university/disclosure.html">https://www.sonoda-u.ac.jp/university/disclosure.html</a>
⑧本協会による公表	承諾する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、人材育成上の方針等は、大学ホームページ等で広く社会に公表すると共に、入学生にはオリエンテーション及び初年次演習の授業等で説明している。 <a href="https://www.sonoda-u.ac.jp/university/foundingspirit.html">https://www.sonoda-u.ac.jp/university/foundingspirit.html</a>
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学科では、「入学者受入れの方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」を明確にし、大学ホームページ等で公表している。また、履修系統図やシラバス内容の充実等を通じて、学生が学びの流れや体系をより理解しやすいように工夫している。 さらに、自己点検・評価の結果を踏まえてカリキュラムの見直しを行うなど、教育の質の継続的な向上に努めている。 <a href="https://www.sonoda-u.ac.jp/university/policy.html">https://www.sonoda-u.ac.jp/university/policy.html</a>
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、学則に定める目的を達成するために大学教学運営を統括するとともに所属教職員を統括している。副学長は規程に基づき学長を補佐する。 全学の意思決定機関として、学長を議長とする「運営会議」を設置して大学の運営に関わる重要な事項を審議している。また、教育課程、学生支援等、分野ごとに会議・委員会を設置し、運営会議への報告・提案を通じて全学的な意思決定と実務を支えている。 学部ごとに設置している教授会では、主に学位・学籍関係や教員採用などの学事について審査・審議を行い、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。 以上のように、学則・規則・規程により、各会議・委員会の教学組織としての権限と役割を明確にしており、円滑な運営体制を確立している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員が各種会議・委員会等の構成員となり、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確立しており、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。

実施項目 1-1 ⑤	説明
<b>教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進</b>	<p>園田学園大学の中長期計画 SONODA VISION 2030 に、適切な FD・SD 研修の実施を挙げており、重点取組項目として推進している。</p> <p>FD は、所管する FD 委員会が重点取組項目に基づき、活動の推進にあたり、研修会等を継続的に実施し、教員の資質向上を図っている。</p> <p>SD は、職員を対象とした全学的な研修のほか、各職員に対して各種研修等の機会を提供することで、職員の能力及び資質向上を図っている。</p>

### 原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
<b>中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定</b>	<p>園田学園大学の中長期計画 SONODA VISION 2030（第1期：2021～2024年度、第2期：2025～2027年度、第3期：2028～2030年度）を策定しており、教育、学生支援、研究、社会連携、管理運営を柱とした基本方針と行動目標を示している。</p> <p>また、これらの取組を具体的かつ確実に進めるために、毎年、学長指示事項として「重点取組項目」を策定している。重点取組項目には担当部署や、データやエビデンスに基づく数値目標や取組の期限等を明記するよう努めている。</p> <p>当該計画は、運営会議での審議の後、学校法人園田学園評議員会で意見を聴いたうえで、理事会の審議を経て決定している。</p> <p><a href="https://www.sonoda-u.ac.jp/university/vision.html">https://www.sonoda-u.ac.jp/university/vision.html</a></p>
実施項目 1-2 ②	説明
<b>計画実現のための進捗管理</b>	<p>重点取組項目は中長期計画において進めるべき内容と内部質保証に必要な項目を一体的に策定している。また、人事考課制度とも連動させており、確実に PDCA サイクルをまわす仕組みを構築している。</p> <p>9月頃に進捗確認を実施し、着実な推進を図るとともに、年度末に重点取組達成状況を取りまとめ、自己点検評価委員会にて点検し、運営会議で要改善事項についての今後の方針等を確認したうえで、事業計画に反映させる PDCA サイクルをまわしている。</p> <p>事業計画、事業報告とともに評議員会、理事会の承認を得て公開している。</p> <p><a href="https://www.sonoda-u.ac.jp/university/disclosure.html">https://www.sonoda-u.ac.jp/university/disclosure.html</a></p>

## 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>本学の教育において目指す人間像として「社会的・精神的・職業的に自立している人」「自分自身を大切にするとともに、社会のさまざまな人を尊重できる人」「人を支え、また支えられながら、力強く、成長を続けられる人」を掲げており、複雑さと不確実性が増す現代社会にあっても、他者と協力しながら活躍できる人材の育成を目指している。</p> <p>また、教諭、看護師、栄養士、保育士などの養成課程を通じて地域に専門職人材を輩出している。</p>
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>2002 年から長年にわたり、実践活動からの学びを重視する「経験値教育」に注力しており、2013 年には文部科学省の「地（知）の拠点事業」に採択されるなど、地域との信頼関係と連携を深めてきた。各教員や本学の社会連携センターを通じて地域の企業や団体からお声をかけていただくことも多く、部活動におけるスポーツを通じての活動も含め、積極的に学生が学外で役割を得る機会を促進している。</p>

## 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>2025 年度より進めている共学化を「第二の開学」と位置づけ、「学びたいすべての人へ」を合言葉に性別、国籍、年齢等にかかわらず、誰もが学ぶことができるプラットフォームとしての機能充実を目指している。</p> <p>具体的には、共学化の円滑な推進、留学生の増加に伴う本学の国際交流センターの体制強化、シニア専修コースによる地域に開かれた学びの促進に取り組むとともに、「障がいのある学生への修学支援ガイドライン」「障がい学生支援ガイドブック」にもとづき、学科、学生課、保健指導室等が連携して学生に寄り添い、状況に応じた学修環境の確保に努めている。</p> <p><a href="https://www.sonoda-u.ac.jp/campuslife/d_spt.html">https://www.sonoda-u.ac.jp/campuslife/d_spt.html</a></p>
実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>理事については6名のうち女性1名（大学学長）にとどまっているが、評議員は8名中3名が女性であり、属性と合わせて構成バランスに意を用いている。また、大学事務局の局長、事務管理部長は女性であり、引き続き性別等にかかわらず、能力や実績を踏まえた人材登用を行っていく。</p>

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事が担うべき責務と役割を踏まえ、法人経営、教育研究、法務及び財務等に関する知見・経験を有する人材を確保することを基本方針としている。理事の選任にあたっては、建学の精神への理解や学校法人運営への適性を総合的に勘案し、関係規程に基づき、選任過程の透明性及び公正性を確保している。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、改正私学法の趣旨を踏まえ、適法かつ適切に運営している。理事会は経営責任を負う少人数で構成されており、活発な協議・審議を行っている。また、多様な属性のメンバーで構成される評議員会との間で適切な情報共有を行い、建設的な協働及び相互牽制関係を通じて、学校法人運営の健全性の確保を図っている。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が学校法人の適正な運営に必要な識見を得られるよう、外部理事を含め、関係法令、法人運営及び大学を取り巻く環境等に関する情報提供を適宜行うとともに、内部理事が関係機関の実施する研修に参加する機会の確保・充実に努めている。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任に際し、その独立性及び専門性を重視した選任基準を定めている。選任過程については、関係規程に基づき、透明性及び公正性を確保している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	各監査主体の監査計画や監査結果について情報を共有し、監査機能の実効性向上を図っている。また、会計監査人からの報告、説明を受ける際には監事及び内部監査室が同席するなど、機をとらえて各監査主体の連携を促進している。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	十分な監査を行うことができるよう理事会資料の提供等を通じた情報提供を行っており、それぞれの知見、経験に照らしての積極的な指摘、ご意見をいただいている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人設立の経緯及び建学の精神との調和に配慮しつつ、評議員の属性の多様性を確保することを基本的な考え方としており、評議員の選任にあたっては、その考え方に沿って透明性及び公正性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集手続、審議事項及び評議員の責務を明確にしていることに加え、理事会との適切な情報共有を通じ、建設的な協働及び相互牽制関係を確立し、学校法人運営の適正性及び透明性の確保を図っている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	適宜適切な情報提供に努めている。評議員会での質疑はもとより、とりわけ重要な案件の審議に際しては必要に応じて個別に詳細な事前説明を行うなど、評議員が学校法人の適正な運営に必要な識見にもとづいて意見を述べやすいようにしている。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人全体においては常任理事会を危機管理における対策本部とし、大学においては「園田学園大学危機管理規程」に基づき、統括責任者である学長のもとに危機管理責任者会議を設置し、教職協働により、有事に備えた訓練の実施や対応フローチャートの作成、確認等を推進している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人園田学園公益通報等に関する規程」を定め、法令等違反行為又はそのおそれがある行為について早期発見及び是正を図る体制を整備している。公益通報の対象者は、役員、職員、派遣労働者、業務委託先労働者に加え、学生・生徒等を含む広範な者としており、法人本部に設置する学内窓口のほか、学外の弁護士を通報窓口とすることで、匿名通報を含めた実効性の高い通報環境を確保している。また、公益通報者に対する不利益取扱いの禁止及び通報者探索の禁止を明確に規定し、公益通報者保護法の趣旨を踏まえた体制を整備している。 さらに、就労環境の健全性を脅かすハラスメント事案についても重要なリスク及び危機管理事象と位置付

	<p>け、「学校法人園田学園ハラスメント防止等に関する規程」を定めて体制を整備している。</p> <p>本学園は、公益通報制度及びハラスメント防止体制を相互に補完する危機管理体制の柱として位置付け、法令等違反行為の未然防止、早期発見及び迅速な対応を通じて、健全で安心・安全な教育環境及び法人運営の維持に努めている。</p>
--	---

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<p>私立学校法及び学校法人園田学園寄付行為に基づき、「学校法人園田学園 財務情報の公開に関する規程」を整備し、情報公開を推進している。</p> <p>大学ホームページに「情報公開」のページを設け、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育研究活動および財務情報を公表している。</p>
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>大学ホームページは、大学の機能別に「大学について」「学部・学科」「学生生活」「社会連携」「国際交流」「スポーツ」「就職・キャリア」「入試情報」を設けるとともに、ステークホルダー別に「受験生の方」「在学生の方」「保護者の方」「卒業生の方」「企業・団体の方」「社会人の方」を設けている。利用者の関心や立場に応じて必要な情報へ迅速にアクセスできるよう配慮し、理解促進に資する情報提供を行っている。</p>

#### II-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明